

情報公開制度における文書の特定をめぐる 諸課題に関する考察

—三鷹市を事例に—

倉方 慶明

情報公開制度は情報公開法や公文書管理法にうたわれる国民への説明責任を果たすうえで、十分に機能しているだろうか。すでに都道府県・市区町村では、1 町を除き、情報公開に関する条例が制定され、制度としての情報公開の環境整備はほぼ達成されている。しかし、三鷹市においては2022年度に152件の情報公開請求の処理決定が実施されているが、国民のなかで、この制度を実際に利用し、請求者となったことのある人はどれだけいるだろうか。情報公開請求は、市民オンブズマンや研究者など、ごく一部の人間が利用するものとの意識はないだろうか。対する情報公開の請求を受ける国・地方公共団体等においても、その請求は通常業務を阻害する「邪魔」なものといった意識はないだろうか。

請求の方法をはじめとする制度への理解不足や利用上の困難、請求を受ける側の労務負担等、運用面での課題も多く、誰もが「容易かつ的確に」国・地方公共団体等の情報（文書）を活用できる環境が構築できていないのではないだろうか。本稿では、運用面での課題の一つである文書の「特定」を巡る課題に焦点を当て、三鷹市の事例検証を通じて、その原因を分析し、誰もが「容易かつ的確に」開示請求をすることができる」（情報公開法第22条）環境を構築するうえでの改善策の検討を試みる。

キーワード：情報公開制度 文書の特定 説明責任 文書管理

1 はじめに

本邦において情報公開制度の構築とその整備は、公文書管理体制を見直す契機となってきた。1999年に制定された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」とする。）では、現在の「公文書等の管理に関する法律」（以下、「公文書管理法」とする。）にもつながる国民への説明責任がはじめてうたわれた。加えて、情報公開法第2条において行政文書が定義され、第37条において「行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする」と、情報公開により国民に提供できる文書管理体制の構築が目指されてきた。

三鷹市においても、国に先んじて1987年12月、市民生活に根ざした開かれた市政の構築を目指し、「三鷹市情報公開条例」が整備された。三鷹市では条例の整備と並行して、1982年頃から「文書管理実態調査」を進め、文書管理体制の再編を図ってきた。「三鷹市情報公開基本問題調査研究プロジェクトチーム報告書（昭和58年1月）」を受け、1984年8月に発足された情報公開専門委員会では、先行事例として東京都・神奈川県・埼玉県といった近隣の都県に加え、三鷹市に先行して「ファイリング・システム」を導入していた府中市や台東区の調査を行い、「ファイリング・システム」の導入を提言している¹⁾。なお文書管理実態調査を担った1985年の情報公開専門委員会の委員には、現市長の河村孝氏の名前も確認できる²⁾。これらの調査・提言を受け、三鷹市では現在の市の文書管理の根幹をなす「ファイリング・システム」の導入を進め、現在につながる文書管理

体制を構築した。このように公文書管理と情報公開は、三鷹市においても表裏一体の関係性にある。

しかしながら、情報公開制度は情報公開法や公文書管理法にうたわれる国民への説明責任を果たすうえで、十分に機能しているだろうか。情報公開制度は、国の情報公開法の制定に先行して、1982年に山形県金山町において「金山町公文書公開条例」が制定されたことを皮切りに、地方公共団体において整備が進められ、すでに都道府県・市区町村では、1町を除き³⁾、情報公開に関する条例が制定され、制度としての情報公開の環境整備はほぼ達成されている。

しかし、三鷹市においては2022年度に152件の情報公開請求の処理決定が実施されているが、国民のなかで、この制度を実際に利用し、請求者となったことのある人はどれだけいるだろうか。情報公開請求は、市民オンブズマンや研究者など、ごく一部の人間が利用するものとの意識はないだろうか。対する情報公開の請求を受ける国・地方公共団体等においても、その請求は通常業務を阻害する「邪魔」なものといった意識はないだろうか。

つまり、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利」（情報公開法第1条）を保証するという制度上の情報公開は確立されていながらも、請求の方法をはじめとする制度への理解不足や利用上の困難、請求を受ける側の労務負担等、運用面での課題も多く、誰もが「容易にかつ的確に」国・地方公共団体等の情報（文書）を活用できる環境が構築できていないのではないだろうか。

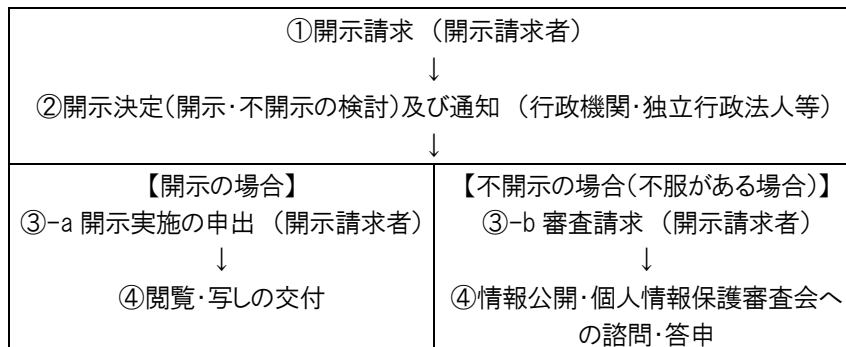
本稿では、運用面での課題の一つである文書の「特定」を巡る課題に焦点を当て、その原因を分析し、誰もが「容易かつ的確に開示請求をすることができる」（情報公開法第22条）環境を構築するうえでの改善策の検討を試みる。後述のとおり、文書の「特定」とは、情報公開を利用する請求者が、開示請求書に文書名等を記載し、請求対象となる文書を決定することであり、被請求者である国・地方公共団体がその特定を支援することとなっている。つまり、情報公開において請求者と被請求者の最初の接点となるのが、文書の特定であり、その改善は請求者・被請求者双方に資するものとなる。

本稿では、まず先行研究を踏まえ、情報公開請求時の文書の特定に関する議論を概観し、その特徴と課題を整理するとともに、三鷹市を事例に、市の複数の部・課が保有する文書を対象に、実際に情報公開請求を行い、特定を巡る実情の検証を図り、改善策の提示を試みる。

2 情報公開制度における文書の「特定」

2.1 情報公開法における文書の「特定」とは何か

文書の「特定」とは、どのようなものであろうか。まず、一般的な情報公開の流れを整理すると、およそ図1のとおりである。



（出典）情報公開法及び総務省『情報公開制度教えてペンゾー先生！』より筆者作成⁴⁾

図1 情報公開の基本的な流れ

請求者は行政機関等の長に対して、自身が開示を希望する情報に関して、書面（開示請求書）により開示請求を行う。これを受け、行政機関等の長は開示請求に係る行政文書に、個人情報等の不開示情報が含まれていないか等を検討し、その後開示・不開示の決定及び通知を行う。請求者は、開示の場合には、開示実施の申出を経て、閲覧・写しの交付に至る。不開示の場合において、請求者がその決定に不服であるときには、さらに審査請求を行い、情報公開・個人情報保護審査会等への諮問・答申を経て、その結果に関する裁決の通知が行われる。

この情報公開の一連の流れにおける冒頭箇所、開示請求において、請求者は自身の氏名や住所に加え、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」（第4条2項）を開示請求書により提出しなければならない。この請求対象となる文書を決定することが、情報公開における文書の特定である。

では請求者はどのように文書の特定を行うのだろうか。行政文書については原則として、公文書管理法第7条に定める行政文書ファイル管理簿（以下、「管理簿」とする。）が公開されており、主として請求者は行政文書の目録である管理簿を通じて該当文書の特定を目指すこととなる。加えて、情報公開法では、行政機関に対して開示請求者が「容易かつ的確に開示請求をすることができるよう」、管理簿の公開とともに、文書の特定に必要な情報の提供を求めている（第22条）ほか、いざ開示請求に当たって、文書を特定するに足りる情報が明確でないときには、行政機関等の長に「補正の参考となる情報を提供する」努力義務が課されている。「補正の参考となる情報」とは、例えば「開示請求書の記載内容に関連する行政文書ファイル名や該当しそうな行政文書の名称・記載されている情報の概要等」が想定されている⁵⁾。

つまり、文書の特定は、請求者に定められた義務である一方で、行政機関が文書の特定の支援することが前提となっている。なぜ支援が不可欠と考えられているか。情報公開法施行年に刊行された総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』によると、「国民は、求める情報が行政機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが十分想定される」⁶⁾と示され、請求者である国民と請求を受ける行政機関側の情報格差が、その背景として示されている。

2.2 先行研究における文書の特定を巡る議論

先行研究においては文書の特定はどのように議論されてきただろうか。情報公開の運用を巡る議論のなかでは、一部の請求者が大量の開示請求を行なうことで、行政機関に過度な負担をかけ、事務停滞を招く情報公開請求の「権利濫用」の問題がその中核を占めてきた。この大量の開示請求が、権利濫用に該当するか否かの判断根拠の一つとして、文書の特定は議論されてきた。

そもそも情報公開法においては、開示請求が権利濫用に該当する場合についての明文規定はなく、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」では、権利濫用に該当するか否かの判断は、「開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う」とされ、「行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる」とされている⁷⁾。

そのため、一般法理として権利濫用を禁止することができるものの、例えば「〇〇課の当該年度に作成されたすべての文書」といった包括的な開示請求や、「〇〇に関するすべての文書」といった大量の開示請求があったことだけを理由に権利濫用と捉えることはできない、と解釈されている⁸⁾。文書の特定は、こうした包括的あるいは大量の開示請求が権利濫用か否かを判断する際の根拠の一つとされてきた。

とりわけ吉永（2017a・2017b）は、大量請求に係る判例を個別的な開示請求・包括的な開示請求に大別したうえで、権利濫用に該当する際の判断根拠を整理した。その中で個別請求については、原則として権利濫用に該当しないが、目的が情報公開の趣旨に反する場合（不当目的）や社会通念上相当と認められる範囲を超える

と総合的に判断される場合（総合的判断）が権利濫用に該当し、包括請求については、「公開請求者が開示を希望しない文書についてまで行政機関が対応せざるを得なくなるため、『特段の事情』のない限り、対象文書の特定性を欠く」⁹⁾として、請求者が文書の特定を通じて対象の絞り込みに応じたか否かが、「大量請求における判例上の考慮要素」となるとしている¹⁰⁾。

では開示請求に際して、具体的にどの程度文書の特定をする必要があるのだろうか。この点に言及した先行研究は非常に少ない。松村（2016）は、情報公開法4条1項2号に定める開示の請求に際して記載が必要な「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」との文言について、「行政文書の名称は例示であって、個々具体的な文書を念頭に特定を求めているのではなく、他の文書と十分に区別するための基準の提示を求めていると理解される」¹¹⁾とし、開示請求対象の文書と他の文書の識別性を一つの基準としている。

この特定に際して具体的な文書名が厳格に求められない背景として、松村（2016）は、開示請求の対象は行政機関の職員が職務上作成・取得した文書、かつ組織的に用いる文書がすべて行政文書（情報公開法2条2項）であるため、範囲が広く、「文書管理規則に基づく登録・管理の対象外のものも多いと考えられるので、国民に明らかにされる行政文書ファイル簿において、個々の行政文書の名称まで明らかになることは少ない」¹²⁾こと、国民が行政機関の詳細な業務内容や活動について十分に把握していないことから、「現実に保有する文書を把握することは困難」であることを指摘している。この点は、先に示した総務省の見解同様に、請求者である国民と請求を受ける行政機関側の情報格差を踏まえたものである。

つまり、文書の特定は、情報公開制度の運用上、請求者の権利濫用を防止し、行政機関を過度な公開請求から守る役割を持つものと位置づけられていながらも、請求者と行政機関の情報格差により、特定には「曖昧さ」が認められている。

しかし、この「曖昧さ」は、行政機関の支援により国民が知りたい情報（文書）がより迅速に公開に至り、かつ行政機関の負担が軽減されるとの利便性を持つ一方で、ときに行政機関側が支援という形で、いわば主導権を持つことで、公開事務の負担軽減を含めた行政機関の意図により、請求者が本来意図した開示請求対象とは異なる文書の開示へと誘導される危険性を有するのではないだろうか。それは、政府の説明責任や、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政」を推進することをうたう情報公開法の趣旨に合致しないのではないのではないだろうか。

とくに、電子文書への移行が進み、文書の検索については請求者も行政機関職員も目録等のキーワード検索により実施することが一般的になりつつある現在においては、文書の特定に関する方法論を再考する余地はないだろうか。文書の特定の方法を改善することで、請求者と行政機関の情報格差は是正され、文書の特定が容易になり、請求者・行政機関双方にとって負担軽減につながる可能性はないだろうか。

3 三鷹市の情報公開請求における文書の特定

三鷹市の情報公開制度における文書の特定の在り方について、条例を中心とした制度の検討、2022年に筆者が行った情報公開請求の事例検討により、その特徴と課題を明らかにしていきたい。

3.1 三鷹市の情報公開制度の概要

三鷹市情報公開条例および『情報公開制度の手引』（1988年、2008年、以下「手引」とする）を資料に、三鷹市における情報公開制度の成立経緯、概要を確認したい。

① 情報公開制度の成立経緯¹³⁾

三鷹市における情報公開制度は、1976年のロッキード事件以降、情報公開への関心が高まるなか、地方公共団体においてその制度化が進んだことを受け検討が始まった。1978年8月に策定された「三鷹市基本計画」において、市民が市政の主権者として、①市政の実情を知る権利、②市政に参加する権利を有することが明記され、これを発展させるために1981年6月に「三鷹市情報公開基本問題調査研究プロジェクト・チーム」が設置され、情報公開の制度化に向けた検討が本格化した。このプロジェクト・チームによる『三鷹市情報公開基本問題調査研究プロジェクト・チーム報告書』（1983年1月）を受け、1984年8月「三鷹市情報公開専門委員会」が庁内組織として設置され、翌年12月『三鷹市情報公開専門委員会報告書』が刊行された。

三鷹市の情報公開制度の大枠をまとめた同報告書を基に、1986年2月「三鷹市情報公開条例市長素案」が、行政委員会等への協議を経て「三鷹市情報公開条例原案」がまとめられた。同年4月には「三鷹市情報公開制度等検討市民会議」が設置され、20回にわたる会議の開催、東京都庁の視察、4回にわたる小委員会における検討を経て、1987年3月市長に意見書として提出された。

その後、意見書を踏まえた修正を経て「三鷹市情報公開条例案」が1987年6月に三鷹市議会定例会に提案され、同年12月全会一致で可決された。三鷹市情報公開条例は12月25日に公布され、翌1988年8月に国の情報公開法制の整備に先んじて施行された¹⁴⁾。

② 情報公開制度の概要

三鷹市における情報公開制度は、国の情報公開法に定める「行政文書の開示を請求する権利」に当たる「市政情報の公開を求める権利」を認めた制度に留まらない。公開請求権の保障による「市政情報の公開」に加え、積極的な広報活動等による「情報提供施策の拡充」、市政情報の公表による「公表義務制度の拡充」という3つの柱を総合的に推進することで、「基本的人権としての知る権利の実効的保障」（情報公開条例前文）を目指す制度である¹⁵⁾。また知る権利を憲法の保障する基本的人権と捉え、情報化の進展や生活圏の拡大により市域を超えた交流や利害関係があることを踏まえ、情報公開条例制定当時、請求権を持つ対象を市民に限定する地方公共団体もあるなか、「何人にも」請求権を認める制度を構築していた¹⁶⁾。

また情報公開制度の整備を通じて、「市民が市政の実情を知る権利を保有することによって、開かれた市政の推進、地方自治の本旨の実現、民主政治の実現を図ることができる」¹⁷⁾との考えも示されており、情報公開制度は市政への市民参加を進める根幹となっている。

このように国の情報公開法が「行政文書の開示を請求する権利」を保障し、文書（情報）の公開をすることを定めているのに対して、三鷹市の情報公開制度は、より広範で総合的な施策であるとともに、現在も市で押し進められている市民参加の基盤として機能することが意図されている。

なお、先述の先行研究において議論のある権利濫用に関して、三鷹市では2016年の情報公開条例改正に伴い、第5条第2項に「公開請求をしようとするものは、当該権利を濫用することなく、適正に請求を行わなければならない」と濫用防止の規定が追加されている¹⁸⁾。

③ 情報公開の主な流れ

三鷹市における情報公開の主な流れは、図2のとおり、基本的に情報公開法に基づく情報公開請求の流れと同様である。請求者からの公開請求は、情報公開総合窓口が受け付け、主管課への請求情報の照会が行われる。その後、主管課は適宜請求者に対し情報提供を行い、それを踏まえ、請求者が公開を求める市政情報の特定を行い、情報公開総合窓口による指導の下、請求書を記入し、情報公開総合窓口が請求書を受理することで、公開手続きが進められる。この公開の請求書が受理されるまでの相談、市政情報の特定、請求書の記入指導、請

求書の受理、手続き説明は情報公開総合窓口が担うこととなっている。

その後、請求された文書等について、主管課において公開・非公開が検討される。この時、今後の先例となる事案である等の場合を除き、その公開・非公開の決定については主管課課長の専決事項となっている。決定は情報公開総合窓口を通じて請求者に通知され、公開の実施（閲覧・視聴・写しの交付）や費用の徴収等の公開に係る実務は情報公開総合窓口が担う。

また、非公開の場合には、請求者による不服申立てが可能であり、情報公開総合窓口を通じて受理された不服申立ては、情報公開審査会への諮問・答申を経て、その結果が請求者に通知される仕組みとなっている。

手順	担当部署
①公開の請求(相談、市政情報の特定、請求書の記入指導、請求書の受理、手続き説明、第5条)	【請求者→情報公開総合窓口】
↓	
②請求情報の照会・請求書の送付(実施機関主管課より請求者へ情報提供)	【情報公開総合窓口→主管課】
↓	
③公開・非公開の決定(場合により決定延長時の通知)	【主管課課長(課長の専決事項)】
↓	
④決定書・請求情報の送付	【主管課→情報公開総合窓口】
↓	
⑤公開の決定通知(第6条)	【情報公開総合窓口→請求者】
↓	
⑥公開の実施(閲覧・視聴・写しの交付、第7条)・費用の徴収(第9条)	【情報公開総合窓口→請求者】
《一部公開・非公開の決定で不服がある場合》	
①不服申立て(第10条)	【請求者→情報公開総合窓口】
↓	
②不服申立て書類の送付	【情報公開総合窓口→実施機関】
↓	
③情報公開審査会における諮問(第10条)・答申	【実施機関⇄情報公開審査会】
↓	
④裁決・決定書の送付	【実施機関→情報公開総合窓口】
↓	
⑤裁決・決定通知	【情報公開総合窓口→請求者】

(出典) 三鷹市情報公開条例および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』(2008年)より筆者作成¹⁹⁾

図2 三鷹市における情報公開の主な流れ

④ 情報公開の対象となる文書

情報公開の対象となる市政情報について、情報公開条例第2条では、(i)「職務上作成し、又は取得した文書」であり、(ii)「職員が組織的に用いるもの」として保有しているもので、(iii)文書に留まらず「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」を対象とするもの、と定めている。

このうち(i)について、三鷹市では「決裁、供覧等の事務手続を完了していることは必要ではない」²⁰⁾が、作成したものは内部事務手続を開始した時点以降のもの²¹⁾、取得したものは、收受・受領手続を終了した時点以降のもの、を対象としている。この対象範囲を決裁等の事案完了後のものに限定していない点は、1988年の

施行当時、東京都等多くの条例では対象としておらず、先駆的な条例であったと考えられる。条例案を検討した三鷹市情報公開制度等検討市民会議の意見書においても、「市民が本当に知りたいのは結果ではなく、検討過程である。これを、情報公開の対象情報から除外しては公開の意味が失われてしまう。原案は、これを含めている点で情報公開制度を市民のための制度として構築していくうえで有効である」との評価が記載されており、三鷹市が他の地方公共団体の条例を単に模倣するのではなく、より一步踏み込んで情報公開制度を構築した証拠と言える。

(ii)については施行当時の条例には記載がなく、2004年の改正時に、情報公開法に定める「行政文書」の定義を踏まえ追加された文言である。しかしながら、施行当時の条例にも「実施機関において管理しているもの」との文言があり、『情報公開制度の手引』（1988年）には、職員の個人的メモや下書きは対象にならない旨、その解釈が記載されていることから、内容は変わらず情報公開法の文面に合わせて修正したものと推定される。

(iii)についても、(ii)同様に2004年の改正時に修正された文言であるが、施行当初より電磁的記録についても「磁気テープその他これに類するもの」として対象としており、その解釈には「コンピュータ入力情報も対象となる」ことが示されている。

また、以上のように検討過程の文書や、電磁的記録を含め、情報公開の対象にしていることから、『手引』には、各実施機関は、文書の作成、保管、保存、廃棄等の文書管理の適正な運用に努めなければならない」と文書管理の徹底がうたわれている²²⁾。

3.2 三鷹市の情報公開制度における文書の特定

三鷹市の情報公開制度において文書の特定はどのように示されているだろうか。三鷹市情報公開条例には、「文書の特定」に該当する文言は無い。公開請求に際して、請求書に記載する事項を定めた情報公開法4条1項2号「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」に相当する文言は、「公開請求に係る市政情報の内容」（第5条）とされている。しかし、『手引』には、この第5条の解釈について説明する項目のなかに「文書の特定」という項目が存在しており、『手引』の記載を中心に、その特徴や位置付けを整理する。

① 文書の特定の定義

『手引』のなかで「文書の特定」は、以下のように定義されている。

公開請求のあった市政情報については、市政情報目録等により検索し、または主管課と十分連絡を取り合っ、当該市政情報の存在の有無の確認、当該市政情報の件名または内容等についての特定を行なうこと²³⁾

特定的手段については、(i)市政情報目録等による検索、(ii)主管課との連絡調整が挙げられている。後述のとおり、前者の市政情報目録は、その作成が条例第13条に規定され、特定の方法の中核となっている。また市政情報の請求の単位は「件名」または「内容」等となっており、『手引』には請求書に記載する「市政情報の内容」とは、「請求する市政情報が特定できる程度に市政情報の件名または知りたいと思う事項の概要が具体的に記載されていること」²⁴⁾とされている。また後者については条例第5条3項に「実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」と情報提供の努力義務が定められている。

なお、この定義には主語に直接的な記載はないものの、『手引』に記載された情報公開の一連の流れのなかで、請求者からの相談を受け、市政情報の特定、請求書の記入指導、請求書の受理、手続き説明する役割の担い手は情報公開総合窓口となっており、上記の記述は情報公開総合窓口の責務を定めたものと推定される。

② 文書の特定の仕方～市政情報目録の役割～

文書の特定を進めるうえで中心的な方法となる市政情報目録については、第13条に「実施機関は、市政情報の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする」と、その作成と公表が規定されている。

『手引』には、本条の目的は「情報公開制度を利用する者にとって分かりやすく利用しやすいものとするため、実施機関の市政情報の目録作成義務を定めたもの」と記載されている²⁵⁾。

このうち「市政情報の検索に必要な目録」とは、市政情報目録を指し、市政情報目録の作成に当たっては全庁的に導入されているファイリング・システムと、それに紐づくファイル基準表と整合性を持たせることとなっている²⁶⁾。市政情報目録に加え、市政情報を検索する補助的手段として、単位事務と文書の分類表、ファイル基準表、保存文書調書などが挙げられている。市政情報の範囲は、フィルム、磁気テープ等を含み文書よりも広範囲に及ぶため、文書以外についても「適格な管理」をし、「漏れなく記載する」ことが言及されており、文書の特定に際して、広範な情報の目録等を整備する体制が目指されている。

こうした市政情報目録を中心とした文書の特定に寄与する検索体制を整備することの意義について、情報公開条例第3条（実施機関の責務）では、「市政情報の適切な管理体制の整備及び検索体制の確立に努めなければならない」と、文書管理を中心とした市政情報の適切な管理体制と並んで、その確立がうたわれている。

加えて、『手引』では「情報公開制度の門をたたく者にとって、自己の求める情報が実施機関に保有されているものかどうか。どこにどのような形で存在するかを知ることは、極めて重要なことである。市政情報の検索体制が整備されていなければ、それによって知る権利が制約されかねない」と、特定のための検索体制の整備が、知る権利の保障につながることに言及し、「迅速な検索体制の確立に努めなければならない」としている。

そうした迅速な検索体制の確立に向け、目録の充実化に加え、「請求者の意図する内容を総合窓口で十分に把握するような相談体制の整備」もその施策として挙げられている²⁷⁾。

以上みてきたとおり、三鷹市における情報公開制度は、単にその成立時期が国に先んじていただけでなく、情報公開を市政への市民参加の基礎とすることを視野に入れた広範で総合的な施策である等、先駆的な制度として、成立してきた。文書の特定の仕方である検索体制の整備についてもまた、条例によって市政情報目録の作成義務を定めるだけでなく、その整備が知る権利の基盤となっていることに言及する等、高い目標を追究した制度となっている。では、実際の情報公開において、特定を巡る課題は無いのであろうか。

3.3 三鷹市の情報公開制度における特定を巡る課題の事例研究

三鷹市の情報公開制度における特定を巡る課題を検証するべく、市の複数の部・課が保有する文書を対象に、実際に情報公開請求を行い、文書の特定に至る調査過程を中心にその検証を行った。

検証に当たっては、事務負担の増加を避けるため、筆者が別の研究上実施した情報公開請求の事例を対象とする²⁸⁾。そのため、体系的な実証実験に基づく検証ではなく、あくまで事例研究であることに留意されたい。

なお、事例の選定にあたっては、可能な限り、以下を考慮した。

- ・請求した文書が「不存在」となることを防ぐため、市において過去に実施されたことが明確な事業に関する文書であり、かつ、その意思決定の過程に関する文書であること。
- ・一つの部課への負担を軽減するため、3つの事例の担当部課が異なること。
- ・文書の作成時期について比較検証を行うため、3つの事例の作成時期がおおよそ「50年以上前」（いわゆる「歴史資料」に該当する文書）、「10年程度前」（長期保存に該当する文書）、「5年以内」（比較的最近の文書）と異なること。

以下、情報公開請求を行った3つの事例について「基本情報」「文書の特定に至る調査過程」「結果」の概要

をまとめたうえで、実際に文書の特定に至るうえでの方法論を巡る課題の検証を行う。

① 事例 1

《基本情報》

- ・ 請求日：2022 年 12 月 22 日
- ・ 請求した市政情報：昭和 25 年 7 月 24 日三鷹町議会第四回臨時会の議事録、昭和 25 年 9 月 25 日三鷹町議会第七回臨時会「日程第二議案第三二号北多摩郡三鷹町を三鷹市とする件」の議事録
- ・ 公開の方法：写しの交付
- ・ 公開の日時：2023 年 1 月 6 日
- ・ 担当部課：三鷹市議会事務局

《文書の特定に至る調査過程》

本文書は三鷹市制施行に至る検討過程の文書であり、『三鷹市史』（1970 年）の 660-681 頁に言及されている「歴史資料」に該当する文書である。市政施行に係る文書は、『三鷹市史』の記載から文書名が特定されており、市政の歴史を物語るうえで重要な資料であり、現用文書として原本が保存されていることが予想された。しかし、情報公開総合窓口を設置された市政情報目録はあくまで直近の数年分の目録であり、三鷹市が保有するすべての文書の目録を網羅しておらず、市政情報目録から当該文書が収められたファイル名や件名、所管課を特定することはできなかった。

ただし、作成当時町議会の文書であったことから現在の市議会事務局の引き継がれていることが予想され、本件は既に作成年月日および具体的な文書名が特定されていたこともあり、作成年月日および文書名により請求を行った。

《結果》公開

② 事例 2

《基本情報》

- ・ 請求日：2022 年 12 月 22 日
- ・ 請求した市政情報：
 - (i) 2020 年度（令和 2 年度）三鷹市コミュニティバス将来的なあり方検討専門部会の議事録及び資料
 - (ii) 平成 10 年度コミュニティバス導入に係る検討経緯の分かる会議の議事録及び資料
- ・ 公開の方法：写しの交付
- ・ 公開の日時：2023 年 1 月 6 日
- ・ 担当部課：都市整備部都市交通課公共交通係

《文書の特定に至る調査過程》

本文書はコミュニティバスの検討過程に関する文書であり、(i)については市ウェブサイト上において取得可能な三鷹市「三鷹市コミュニティバス将来的なあり方方針」（令和 3 年 8 月）のなかで、方針の検討にあたった専門部会の名称が紹介され、(ii)についてもコミュニティバスの導入経緯として同方針のなかで言及されていた。また、担当部署についても、市ウェブサイト上で都市整備部都市交通課であることは判明し

た。この時点で、ウェブサイトを使用し情報収集することで、文書が作成された会議名称、作成年月日、担当部課は特定できた。他方で、文書の正式な名称（あるいは件名）、ファイル名については判明していなかったが、会議名称および作成年月日、担当部課名により請求を行った。

なお、三鷹市においては市民会議や審査会等の会議の議事録や配布資料については、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づき、「指定する場所での閲覧」（市政資料室（情報公開総合窓口に併設））と「インターネットを利用した閲覧」に供しなければならないと定められ、1 年間は市政資料室において閲覧に供している。しかし、今回の請求対象となった(i)・(ii)の資料はともに1年の保存期間を超えており、市政資料室での保管は無かった。

《結果》(i)は公開、(ii)非公開（理由は「該当する資料が存在しないため」。「平成 10 年度のコミュニティバス導入に係る検討経緯の分かる会議の議事録及び資料」はすでに作成後 20 年を経過しており、保存期間満了に伴い廃棄されており、当時の会議記録は「不存在」であった。）

③事例 3

《基本情報》

- ・請求日：2022 年 12 月 22 日
- ・請求した市政情報：
 - (i) 令和 2 年 5 月総務委員会行政報告資料（三鷹市浸水ハザードマップ第 6 版と第 7 版の「浸水深さ、範囲」の変更経緯が分かる文書）
 - (ii) 浸水ハザードマップ第 6 版と第 7 版（資料提供）
- ・公開の方法：写しの交付および資料提供
- ・公開の日時：2023 年 1 月 6 日
- ・担当部課：三鷹市総務部防災課

《文書の特定に至る調査過程》

本請求対象の文書はハザードマップの「浸水の深さ、範囲」の変更経緯が分かる会議等の文書である。三鷹市中央図書館およびウェブサイト上で『三鷹市地域防災計画【風水害編】』（令和 3 年改訂）を調査したところ、三鷹市浸水ハザードマップ第 6 版から第 7 版への改訂に際して、「浸水の深さ、範囲」が変更された。その経緯が会議等の記録が分かる文書を求めている。

防災計画から担当部課名が総務部防災課であることは分かったが、文書の名称および変更が実際に議論された会議等の名称は不明であった。そこで、市政資料室（情報公開総合窓口に併設）において、市政情報目録を確認したが、会議名称や各会議の議事次第等は市政情報目録上では確認できなかった。

そこで、特定が不十分との認識はあったが、(i)については、請求した市政情報の名称を「第 6 版と第 7 版の『浸水の深さ、範囲』の変更経緯が分かる文書（変更した背景・理由、変更に至る議論の過程が分かる文書を希望）」との記載にして、公開請求を行った。公開請求後、担当部課より、令和 2 年 5 月総務委員会行政報告資料に含まれる旨、連絡があり、請求対象の名称を修正した。

《結果》(i)公開、(ii)資料提供（第 6 版・第 7 版のハザードマップの提供を受けた）

以上の事例 3 件を軸に検討したところ、実際の情報公開における特定を巡る課題として、とくに以下の 3 点

を指摘できる。それぞれ改善提案とともに示したい。

① 機能しにくい市政情報目録

今回、情報公開請求において、制度上文書の特定に最も寄与すべき、市政情報目録はほとんど使用しなかった。現在の市政情報目録は、市政資料室に紙媒体で閲覧に供しているが、調べものをする際に Google 検索然り、まずウェブサイト上で検索することが一般的な現在において、利便性がかなり低いと言わざるを得ない。ウェブサイト上に Excel ファイルあるいは pdf などのデータを公開し、市政資料室においても電子データにより検索可能な環境を整備すべきであろう。

また、市政情報目録の内容についても課題が指摘される。市政情報目録は先述のとおり、ファイル基準表に基づき、作成される。三鷹市では 1972 年のファイリング・システム導入に当たって、1969-70 年にかけて、「市の全職員が自己の担当している業務の事務処理の方法について再検討を加え、事務の改善を図るため、いわゆる『事務の総点検』というかつてない大きな作業が行われ」²⁹⁾、1973 年 2 月『単位事務と文書の分類表』が発行され³⁰⁾、その後訂正を経て、現在の文書の分類や「市政情報目録」の基盤となっている。なお同分類表の訂正については確認できる限りでは、1985 年の改訂が最後となっており、紙媒体での取り扱いが中心であった時代の分類とそれに紐づく目録を踏襲している。

その内容は、所管部課ごとに「第 1 ガイド」(分類)・「第 2 ガイド」(分類)・「個別フォルダー (文書等の件名)」・「保存年限」が記載されたもので、必ずしも文書の各文書の件名が記載されているわけではなく、市民等外部の人間が調査したい項目を容易に検索できるものではない。すべての文書の件名を敢えて目録に採録する必要はないが、決裁・供覧等の事務手続を完了した文書の件名を記載する、審査会・委員会等の会議記録については議事次第を備考として掲載する等、文書ごとに検索に活用可能なキーワードを記載することが望ましい。そうした検索キーワードの充実化、目録の充実化は単に情報公開の特定に際して外部の市民等にとって利便性が高まる以上に、市役所職員の職務の効率化という点で利便性が高まるのではないだろうか。検索すれば過去の情報がすぐに手に入る環境は職務の属人化を防ぎ、異動の際の引継ぎ等においても効果的ではないだろうか。

また、市民情報目録は文書の作成年度に基づき作成されるため、本年度分の市民情報目録を閲覧しても、過去に同様の件名の文書が作成されたことは予想できても、正確な件名を知ることはできず、市政資料室に保管されているのは過去数年分に過ぎず場合によっては過去の市政情報目録を請求しなければならない状況がある。もちろん、上記の事例のように実際の特定は多少名称が曖昧であっても請求可能であるが、事例 2 のように、すでに保存期間を満了している場合もあり、請求後、実は廃棄済みであったということも少なくない³¹⁾。少なくとも、国の行政文書ファイル管理簿のように、現在各部課が保有しているファイルの一覧を公開すべきであろう。

② 「歴史資料」の目録の未整備

上記の事例 1 のように 1950 年頃の市制施行に係る文書、いわゆる「歴史資料」に属する文書について、現在のところ、市政情報目録には掲載されていない。『手引』(1985 年)には「市政情報の公開とされていない過去の市政情報(目録未整備のもの)の提供も目録が整備されるまでの間、情報提供施策に位置付け、できる限り提供に努めるものとする」³²⁾との記載があり、過去の目録未整備分についても、目録整備をする予定であったことが伺える。しかし、現時点では「歴史資料」を対象とした公開された目録は確認できない。

「歴史資料」に属する文書を改めて定義し、目録を整備のうえ別途保存体制を構築する等の措置が望まれる。

③ 参考資料の保管体制

文書の特定を進めるうえで総合計画や統計情報、規程集等は参考となる。上記事例では市のウェブサイト上、

あるいは市政資料室や三鷹市立中央図書館資料室において公開・保管されている資料を使用した。どの資料がウェブサイト上、市政資料室、中央図書館に保管されているかが、容易に分かりにくい環境があった。

市政資料室ではウェブサイト上に保管している資料の名称を掲載しているが³³⁾、三鷹市立図書館の資料検索に組み込み、同一の目録上から検索が可能とする等の工夫が望まれる。

4 結びにかえて

情報公開制度の運用面での課題の一つである文書の特定を巡る諸課題に焦点を当て、三鷹市を事例にその課題と改善策の検討を試みた。

三鷹市の場合、情報公開制度の整備時期も早く、情報公開を市政への市民参加の基礎とすることを視野に入れる等、先駆的な制度として整備が進められてきた。文書の特定の方法についても、検索方法の中核となる市政情報目録については条例において作成義務を定め、検索体制の整備が知る権利の保障につながる第一歩であることに言及している。

このように高邁な理想を掲げて構築された情報公開制度と、文書の特定の核となる市政情報目録ではあるが、条例の整備から35年の時を経るなかで、当初の理想は影を潜めてしまったと言えるのではないだろうか。先に指摘した目録の電子化と公開についても、技術革新により文書作成が紙から電子に移行するなかで、市民の「知る権利」の保障、「迅速な検索体制の確立」という観点に立てば、都度その改善が図られるべきであったのではないだろうか。

他方で、目録の電子化という情報公開制度の環境整備について、三鷹市は必ずしも他の地方公共団体に遅れているわけではない。東京都内の地方公共団体を見ても、そうした整備が進んでいる地方公共団体の方が少数派である(表1参照)。つまり、文書の特定の方法一つをとっても、情報公開制度のブラッシュアップが進められにくい現実、三鷹市以外の地方公共団体にも共通する。

しかし、三鷹市は国や他の地方公共団体よりも踏み込んだ情報公開の制度設計をしてきた歴史的経緯を有しており、「市民が市政の実情を知る権利を保有することによって、開かれた市政の推進、地方自治の本旨の実現、民主政治の実現を図ることができる」³⁴⁾と、情報公開制度を市政への市民参画の基盤とする考え方を示す等、情報公開制度の先駆者であった。そうした経緯を踏まえ、市政情報目録の改訂を含め、より情報公開制度を活かした制度の改善が進められることを期待したい。

表1 東京都内の23区および人口10万人以上の17市（計40市区）における目録の公開及び
 情報公開電子申請の対応状況 ※「○」=ウェブ公開、「△」=紙媒体を公開、「×」=目録公開無し

東京都区市町村一覧		ウェブ目録の有無	電子申請の可否	特 徴
23 区	千代田区	×	○	
	中央区	△	×	閲覧場所：情報公開コーナー
	港区	△	○	閲覧場所：区政資料室
	新宿区	○	○	公文書検索資料
	文京区	△	○	閲覧場所：2階行政情報センター、CD-Rで検索可能
	台東区	×	○	
	墨田区	△	○	閲覧場所：区民情報コーナー
	江東区	△	×	閲覧場所：情報公開コーナー
	品川区	△	×	閲覧場所：区政資料コーナー
	目黒区	○	○	行政情報目録(pdf)
	大田区	×	×	
	世田谷区	○	○	世田谷区公文書目録検索システム
	渋谷区	△	×	閲覧場所：区政資料センター
	中野区	×	×	
	杉並区	△	○	閲覧場所：情報公開コーナー
	豊島区	○	○	豊島区文書目録検索
	北区	○	×	北区区政情報目録検索
	荒川区	○	○	荒川区文書目録検索
	板橋区	×	×	
	練馬区	○	○	練馬区公文書目録検索
足立区	○	○	公文書提供システム	
葛飾区	○	○	葛飾区文書件名検索システム	
江戸川区	×	×		
17 市	八王子市	△	○	閲覧場所：情報公開コーナー
	立川市	○	○	立川市公文書検索システム
	武蔵野市	△	×	閲覧場所：市政資料コーナー、冊子目録及びCD-Rの目録
	三鷹市	△	×	閲覧場所：情報公開総合窓口
	青梅市	△	×	閲覧場所：行政情報コーナー
	府中市	○	○	文書検索目録 csv
	昭島市	×	○	
	調布市	○	○	調布市情報公開システム
	町田市	△	○	
	小金井市	×	○	
	小平市	△	○	閲覧場所：市政情報窓口
	日野市	○	×	目録 csv 公開
	東村山市	×	○	
	国分寺市	○	×	公文書目録検索
	東久留米市	△	×	閲覧場所：市政情報コーナー
多摩市	○	○	公文書目録検索システム	
西東京市	△	×	閲覧場所：情報公開コーナー	

(出典) 市ウェブサイトおよび電話による聞き取り調査により筆者作成

【注】

- 1) 筆者は拙稿「三鷹市における文書管理の現状と課題に関する研究」(『三鷹まちづくり研究』第2号、140-157頁)において、三鷹市における文書管理の在り方を検証した。ファイリング・システム導入等の文書管理の変遷については、そちらを参照されたい。
- 2) 三鷹市情報公開専門医委員会『三鷹市情報公開専門委員会報告書』(1985年12月)。なお、報告書によれば、当時、現市長は、企画調整室に在籍していた。
- 3) 総務省自治行政局行政経営支援室『情報公開条例等の制定・運用状況に関する調査結果』(2018年3月)参照。2024年3月31日現在においても、北海道乙部町が未制定。
- 4) 情報公開法及び総務省『情報公開制度 教えてペンゾー先生!』(https://www.soumu.go.jp/main_content/000740369.pdf、2024年3月31日閲覧)
- 5) 総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』(財務省印刷、平成13年、37頁)
- 6) 総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』(財務省印刷、平成13年、33頁)
- 7) 総務省訓令第126号「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」(平成13年3月30日)
- 8) 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〈第6版〉』(有斐閣、2014年、128頁)、吉永公平「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応(上)」(『自治実務セミナー』(655)、2017年1月、38頁)、松井茂記『情報公開法 第2版』(有斐閣、2003年、143-144頁)ほか。板垣勝彦『地方自治法の現代的課題』(第一法規、2019年、44頁)によると、平成24年行政機関情報公開法改正案5条1項においても権利濫用的な開示請求を禁止する明文規定が置かれていたが権利濫用は一般法理であり「個別の案件をみて判断すべき」として廃案となったとされている。他方で地方公共団体の条例には、権利濫用を規定したものや濫用等の場合について拒否を認め、さらに審査会への報告を求めるもの等様々対応策を講じている条例が存在する(板垣勝彦『地方自治法の現代的課題』(第一法規、2019年、44頁)。
- 9) 吉永公平「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応(上)」(『自治実務セミナー』(655)、2017年1月、40頁)。
- 10) 吉永公平「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応(下)」(『自治実務セミナー』(657):2017年3月、37頁)
- 11) 松村雅生「情報公開法における開示請求文書の特定に関する考察」(『日本大学法科大学院法務研究』(13):2016.1、56頁)
- 12) 松村雅生「情報公開法における開示請求文書の特定に関する考察」(『日本大学法科大学院法務研究』(13):2016.1、57頁)
- 13) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』(昭和63年3月)
- 14) 制定後、平成14年3月11日条例第3号、平成16年3月30日条例第10号、平成17年7月1日条例第13号、平成26年3月10日条例第1号、平成28年3月31日条例第9号、令和4年12月27日条例第27号により改正されている。
- 15) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』(平成20年1月、1頁)
- 16) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』(昭和63年3月、22-23頁)、三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』(平成20年1月、20頁)
- 17) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』(平成20年1月、3頁)
- 18) この権利濫用に関する規定については、2023年度の市議会において、「市民の知る権利を侵害するものである」として批判されている(2023年9月23日「令和5年 第3回定例会」伊沢けい子委員発言)。ただし、何をもって権利濫

用とすべきかについての特段の言及はない。

- 19) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、15 頁）
- 20) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、21 頁）
- 21) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、21 頁）には、文書発議書に登載、起案され回議過程に入った文書、決裁の対象にならない資料等は検討段階から対象とすることが示されている。
- 22) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、26 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、22 頁）。
- 23) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、34 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、27 頁）。
- 24) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、35 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、27 頁）。
- 25) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、90 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、74 頁）。
- 26) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、91 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、74 頁）。
- 27) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、91 頁）および三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、74 頁）。
- 28) 2022 年度協働研究事業「三鷹市地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット開発のための実践的研究～三鷹市の公文書を利用した事例研究～」において公民教材キットに用いる公文書の事例研究を進めた。同研究は中学校社会科公民的分野における公文書の活用を促進し、主権者教育に寄与することを目的としており、情報公開請求の対象とした文書は、中学校社会科の教科書等においても学習される地方自治の主要課題に関する文書である。
- 29) 三鷹市「単位事務と文書の分類表について」（『単位事務と文書の分類表』（1985 年）所収）。
- 30) 同上
- 31) 三鷹市では会議の議事録や配布資料については、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づき、「指定する場所での閲覧」（市政資料室）と「インターネットを利用した閲覧」に供しなければならないと定められ、1 年間は市政資料室において閲覧に供している。しかし、その後は、保存期間満了までは各課で保管されるものの、保存期間満了後は図書館や市政資料室に移管されることなく、廃棄処分されるため、閲覧の可否は保存期間次第である。本稿の主旨とは離れるが、市政への市民参加をうたう以上、市民が参画した会議資料は永久保存の対象とすべきであろう。
- 32) 三鷹市総務部『情報公開制度の手引』（昭和 63 年 3 月、87 頁）
- 33) 三鷹市市政資料室「刊行物一覧（https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/002/002100.html、2024 年 3 月 31 日閲覧）
- 34) 三鷹市総務部相談・情報センター『情報公開制度の手引』（平成 20 年 1 月、3 頁）

【文献】

- 各省庁事務連絡会議申合せ、2000、「行政文書の管理方策に関するガイドライン」（2000 年 2 月 25 日）
行政改革委員会、1996、「情報公開法制の確立に関する意見」（1996 年 12 月 16 日）
総務省行政管理局、2001、「詳解 情報公開法」、財務省印刷局
板垣勝彦、2019、『地方自治法の現代的課題』、第一法規
岩橋健定、1999、「情報公開法における開示請求文書の特定」（『国際公共政策研究』第 4 巻 1 号、183 頁所収）
宇賀克也、2014、『新・情報公開法の逐条解説（第 6 版）』、有斐閣

- 曾我部真裕、2014、「濫用的な情報公開請求について（大石教授退職記念号）」（『法学論叢』176（2・3）、p.305-327 所収）
- 濱西隆男、2008、「行政法における権利濫用禁止の原則についての覚書」（『季刊行政管理研究』（通号 122）、p.35-43 所収）
- 松井茂記、2003、『情報公開法 第2版』、有斐閣
- 松村亨、2016、『自治体職員のための情報公開事務ハンドブック』、第一法規
- 松村雅生、2016、「情報公開法における開示請求文書の特定に関する考察」（『日本大学法科大学院法務研究』（13）p.55-72 所収）
- 宮之前亮、2013、「特集 濫用的な情報公開請求への大阪市の対応について」（『季報情報公開個人情報保護』51 p.31-39 所収）
- 吉永公平、2016、「Research × Study→Proposal 職員の政策研究（4）判例から見た「情報公開請求権の権利濫用」（『地方自治職員研修』49（11）=692 p.36-38 所収）
- 、2017、「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応（上）」（『自治実務セミナー』（655）p.38-45 所収）
- 、2017、「自治体実務サポート 総務・法務 「情報公開請求権の権利濫用」の理論的分析と実務対応（下）」（『自治実務セミナー』（657）p.34-41 所収）

プロフィール

倉方 慶明（くらかた よしあき）

東京外国語大学文書館研究員（アーキビスト）。近年の研究テーマは公文書管理（とくに歴史的緊急事態に関する文書の保存）及び域学連携に基づく歴史資料の保存・利用、公文書館経営、日本の高等教育史ほか。
